

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R6. 3. 27	R6. 4. 3	〇〇年〇〇月〇〇日付相談テスト結果報告書	14	1															-	生活文化スポーツ局東京都消費生活総合センター相談課
2	R6. 2. 7	R6. 4. 5	・学校法人〇〇理事会、評議員会の議事録過去3年分 ・学校法人〇〇の理事の変更届過去3年分	74		1														（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （7条3号） 当該情報は法人の管理する内部情報であり、開示により法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 当該情報は、開示により、偽造等の犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	生活文化スポーツ局私学部私学行政課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
3	R6. 3. 21	R6. 4. 11	(1) ○○年○○月○○日に都庁会議室で行なわれた面談音声記録。 (2) ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日の期間に出された通知文書					1										【条例第7条第6号】 開示請求に係る公文書が存在している否かを答えるだけで、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報を公にすることとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課
4	R6. 3. 28	R6. 4. 11	○○年度に知事が生活文化スポーツ局より受領した報告書とそれに関する資料					1										【条例第7条第6号】 開示請求に係る公文書が存在している否かを答えるだけで、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報を公にすることとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課
5	R6. 3. 28	R6. 4. 11	○○年○○月に知事が東京都教育委員会から受領した報告書とそれに関する資料					1										【条例第7条第6号】 開示請求に係る公文書が存在している否かを答えるだけで、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報を公にすることとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
6	R6. 3. 29	R6. 4. 11	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日の期間において、東京都（旧都民安全推進本部と生活文化スポーツ局）が、東京都教育委員会より受領した資料					1										【条例第7条第6号】 開示請求に係る公文書が存在している否かを答えるだけで、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報を公にすることとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課
7	R6. 3. 28	R6. 4. 11	知事に提出した報告書とそれに関する資料					1										【条例第7条第6号】 開示請求に係る公文書が存在している否かを答えるだけで、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報を公にすることとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	R6. 2. 13	R6. 4. 12	<p>(1) 犯罪被害等のリスクを抱える青少年に係る臨時相談窓口の開設運営、外部委託、経費に関する公文書</p> <p>(2) 上記相談窓口における相談窓口職員、相談員が作成した公文書</p> <p>(3) 新年度相談窓口常設化に当たっての外部委託、見積もり、予算に関する公文書</p>	382		1												<p>【条例第7条第2号】 氏名、住所、電話番号及び口座情報等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから不開示</p> <p>【条例第7条第3号】 公表されていない法人の口座情報を公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため不開示</p> <p>【条例第7条第4号】 契約書における印影等を公にすることにより、当該法人の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから不開示</p> <p>【条例第7条第5号】 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから不開示。</p> <p>【条例第7条第6号】 職員の個人メールアドレスを公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示。</p> <p>契約関係書類等厳格管理情報(積算内訳)は、都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、今後の行政運営に支障をきたす可能性があるため不開示</p>	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	R6. 4. 2	R6. 4. 16	調布庁舎（4）内部改修その他工事、東京武道館（4）監視カメラ設備改修工事の施工体系図の写し	4		1					1								【条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため	生活文化スポーツ局スポーツ施設部施設整備課
10	R6. 4. 14	R6. 4. 26	特定非営利活動法人〇〇の転入申請に係る書類のうち新旧対照表、定款、確認書及び新旧対照表（補正前）	28	1															生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
11	R6. 4. 14	R6. 4. 26	特定非営利活動法人〇〇の転入申請に係る書類のうち定款変更認証申請書、総会議事録、役員名簿及び「定款変更（所轄庁変更）認証申請」に係る補正書類の再提出について	6		1					1	1	1					【条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【条例第7条第3号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
12	R6. 4. 14	R6. 4. 26	特定非営利活動法人〇〇の転入申請に係る書類のうち、令和3年度 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿及び前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	7															【条例第18条第1項】 特定非営利活動促進法に基づく閲覧及び謄写の対象となる公文書であり、開示対象外であるため	生活文化スポーツ局 都民生活部 管理法人課
13	R6. 4. 15	R6. 4. 26	〇〇年〇〇月に知事が都民安全推進本部に指示を行った文書とそれに関する資料					1							1				【条例第7条第6号】 開示請求に係る公文書が存在している否かを答えるだけで、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報を公にすることとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	生活文化スポーツ局都民安全推進部 若年支援課
14	R6. 4. 15	R6. 4. 26	生活文化スポーツ局が知事に説明を行い、それを踏まえて知事が判断を行った結果の文書とそれに関する資料					1							1				【条例第7条第6号】 開示請求に係る公文書が存在している否かを答えるだけで、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報を公にすることとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	生活文化スポーツ局都民安全推進部 若年支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等					
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号				
15	R6. 3. 21	R6. 4. 30	東京都青少年健全育成審議会 に関わる審議員の報酬に関わ る書類一式(〇〇年度分)	11	1																			生活文化スポーツ局都民 安全推進部若 年支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
16	R6. 3. 21	R6. 4. 30	東京都青少年健全育成審議会に関わる不健全図書購入リスト(〇〇年度分)	21		1													<p>【条例第7条第3号】 不健全図書類の指定に至らなかった図書類は、指定基準に該当する可能性があるものと推認し調査購入の対象となったものである。公開することで、当該図書類が一律に不健全図書類指定相当又はそれに極めて近いものであると認識され、出版社の社会的評価が不当に悪化し、当該出版社にとって予想しえない負担を強いる。また、当該書店等が不健全図書類の指定事務に係る調査購入の対象となった図書類を容易に購入し得る書店等である印象を与え、書店等の事業運営上の地位、社会的な地位が損なわれる。</p> <p>【条例第7条第6号】 公開することで、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類が青少年の目に触れ、また、これらを容易に購入等することができない環境を整備するという青少年健全育成条例の趣旨に反し、これらの図書類に関心が集まり、青少年の性的好奇心等を喚起し、閲覧、購入を助長する。さらに、当該書店等が不健全図書類の指定事務に係る調査購入の対象となった図書類を容易に購入し得る書店等であると認識され、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類の青少年の閲覧・購入行為の助長につながる。</p> <p>また、都が書店等の事業運営上の地位、社会的な地位を損なったことにより、都職員の立入調査や青少年健全育成協力員の調査に対する協力が得られなくなるなど、事務運営の円滑な遂行に支障を及ぼす。</p>	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
17	R6. 3. 21	R6. 4. 30	東京都青少年健全育成審議会 に関わる都民からのもうしで (〇〇年度分)				1												当該文書は取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課